

横十間川低水路整備工事(その9-3)その3(江東区亀戸二丁目付近)における底質調査の測定結果と対応について

横十間川低水路整備工事(その9-3)その3(江東区亀戸二丁目付近)におけるしゅんせつ土砂処分のための事前の性状確認試験として、工事施工範囲での追加底質調査を実施しました。

その結果、詳細図の追加底質調査地点①において環境基準値(150 pg-TEQ/g)を上回る340 pg-TEQ/gのダイオキシン類(含有量)が検出されました。

1 底質調査について

実施期間 令和6年4月25日

実施場所 江東区亀戸二丁目地内

測定結果 追加底質調査地点①でのダイオキシン類含有量 340 pg-TEQ/g

(残り2地点は基準値以下を確認)

*環境基準 150pg-TEQ/g 以下(ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準)

*pg(ピコグラム):一兆分の1グラム

*TEQ:ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した値

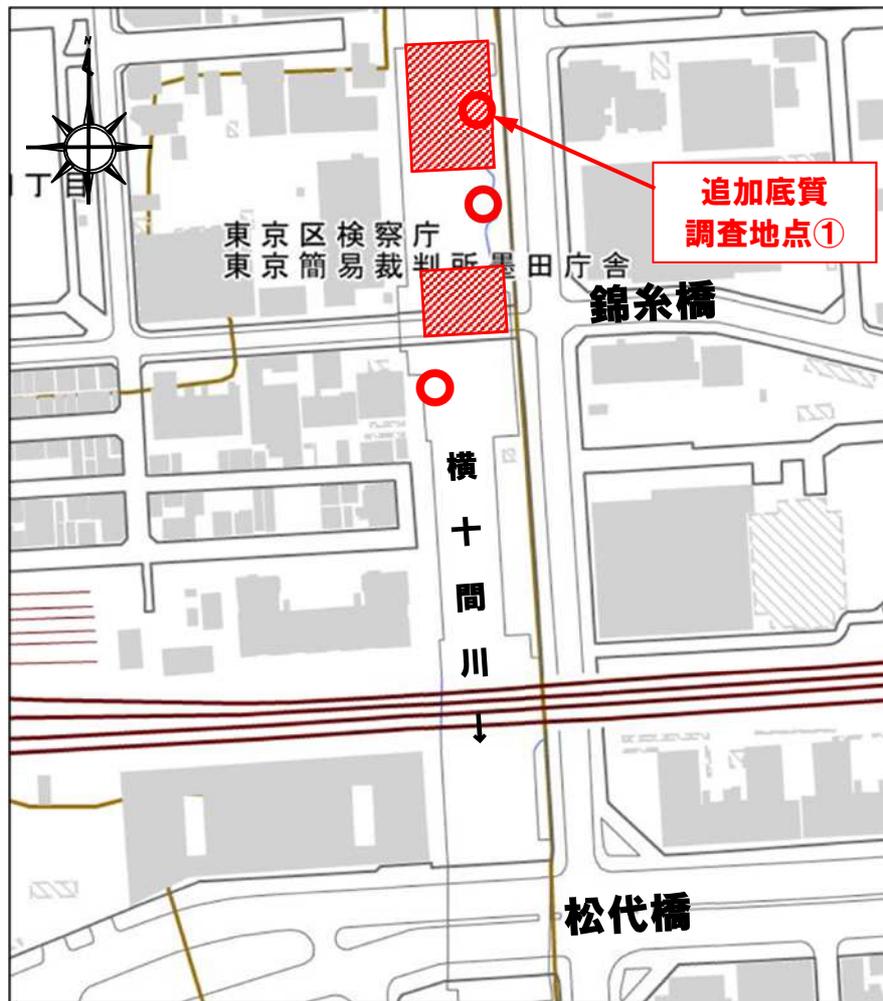
2 今後の対応

これまでの底質調査結果を踏まえて「河川、湖沼における底質ダイオキシン類対策マニュアル(案)」(平成20年国土交通省)に基づき、汚染範囲を把握するため、詳細な範囲確定調査を実施した結果、汚染範囲が確定されました。今後、汚染土対策として、処分場管理者などの関係者と協議のうえ、適切な処分方法を選定し処分する予定です。

案内図



詳細図



- 凡例
- 底質調査地点
 - ▨ 汚染範囲